

平成28年度第4回市川市介護保険地域運営委員会 会議録

1. 開催日時：平成29年2月13日(月) 午後2：30～3：30

2. 開催場所：市川市役所 3階 第5委員会室

3. 出席者

【委員】

委員長 伊藤委員

副委員長 高木委員

委員 淡路委員、内田委員、大野委員、佐藤委員、谷口委員、戸田委員、森本委員

【事務局】

岡崎(福祉政策課長)、荒井(介護福祉課長)、清水(介護福祉課主幹)、白井(福祉政策主幹)、鈴木(福祉政策課主幹)、佐藤(介護福祉課副主幹)、増田(介護福祉課副主幹)、大賀(福祉政策課主任)、井津井(福祉政策課主任主事)、松原(福祉政策課主事)、植草(福祉政策課主事)、阿部(福祉政策課主事)

4. 議事

- (1) 予防給付ケアマネジメント業務委託について
- (2) 平成29年度事業計画について
 - ① 介護給付適正化事業について
 - ② 地域密着型サービスの公募について
 - ③ 地域包括支援センターについて
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの指針の策定について
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

《配布資料》

- 資料1 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について
- 資料2-1-① 平成29年度 介護給付適正化事業計画について
- 資料2-1-② 平成29年度 介護給付適正化事業計画について
(指導監督体制について)
- 資料2-2-① 地域密着型サービス事業者の公募状況等について
- 資料2-2-② 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業備計画(平成27年度～平成29年度)における地域密着型サービスの整備状況について
- 資料2-3 平成29年度 地域包括支援センター事業計画
- 資料3 (仮称)市川市指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間

資料 4

及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針の制定について
地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

平成 29 年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール

項 目	内 容
事務局(白井)	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。 福祉政策課の白井でございます。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局(白井)	<p>本日は新井委員より欠席のご連絡をいただいております。</p>
事務局(白井)	<p>それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。 事前に送付いたしました資料として、</p> <p>会議次第</p> <p>資料 1 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について</p> <p>資料 2-1-① 平成 29 年度 介護給付適正化事業計画について こちらについては、お配りしたものに差し替えがありますので、 本日お渡ししたものをご覧ください。</p> <p>資料 2-1-② 平成 29 年度 介護給付適正化事業計画について (指導監督体制について)</p> <p>資料 2-3 平成 29 年度 地域包括支援センター事業計画</p> <p>資料 3 (仮称)市川市指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針の制定について</p> <p>資料 4 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について 平成 29 年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール</p> <p>本日配布させていただきました資料といたしまして</p> <p>資料 2-2-① 地域密着型サービス事業者の公募状況等について</p> <p>資料 2-2-② 第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業備計画（平成 27 年度～平成 29 年度）における地域密着型サービスの整備状況について</p>

	<p>以上をお配りさせていただいております。 お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
事務局(白井)	<p>議事録等作成の都合上、ご発言いただく際は、お近くのハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら、お手数ですがハンドマイクのスイッチをお切り下さいますよう併せてお願いいたします。</p>
伊藤委員長	<p>それでは、これより議事の進行を伊藤委員長にお願いしたく思います。よろしくようお願いいたします。</p>
伊藤委員長	<p>ただいまより、平成28年度第4回介護保険地域運営委員会を開催いたします。</p> <p>これより、議事に移りますが、その前に、確認しておかなくてはならない事項があります。</p> <p>本日の会議は、「市川市介護保険条例条例第15条」により半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本委員会の開催は成立いたします。</p>
伊藤委員長	<p>なお、本委員会につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開となっております。</p> <p>また、本日の議題中、議題(4)「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について」については、審議内容によっては事業者に不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
伊藤委員長	<p>それでは、議題(4)については、非公開とさせていただきます。</p>
伊藤委員長	<p>本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
大賀・阿部	<p>おりません。</p>
伊藤委員長	<p>それでは、議題(1)「予防給付ケアマネジメント業務委託について」です。介護福祉課より、説明をお願いします。</p>

増田副主幹	<p>介護福祉課 増田です。議題1「予防給付ケアマネジメント業務委託について」ご報告させていただきます。資料1をご覧ください。前回8月の地域運営委員会後に介護予防支援事業者委託の追加事業者が資料のとおり13箇所ございましたのでご報告いたします。今回は特に理由等は見当たらず、新規の事業者と認識しております。以上となります。</p>
伊藤委員長	<p>ただいま、介護福祉課より説明がありましたが、ただいまの件について、何かご質問がありましたら、お願いします。それだはこちらはご承認いただいたということで。</p>
伊藤委員長	<p>続いて、議題（2）平成29年度事業計画についてです。まず、①介護給付適正化事業について福祉政策課、介護福祉課より説明をお願いします。</p>
清水主幹	<p>介護福祉課の清水と申します。まず資料2-1-①介護給付適正化事業計画について申し上げます。介護給付の適正化事業につきましては介護給付、予防給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証。本事業の主旨の決定や、良質な事業展開のために、必要な情報の提供。介護サービス事業者間による連絡協議会の開催というように、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を行うとともに、給付等に要する費用の適正化のための事業を実施することを目的にの実施しております。毎年春にご報告申し上げますとおり、←削除平成29年度におきましても、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化、この3本の柱をもちまして適正化の事業を進めて参ります。一点加えたところがございます。2つ目のケアマネジメント等の適切化をご覧ください。1.ケアプラン点検は同じです。2番目の①住宅改修等の点検に加えまして、②の福祉用具購入・貸与調査福祉用具利用対象者等に調査を行い福祉用具の必要性や利用状況を確認して参りたいと思っております。その他は変更点はございません。以上でございます。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。介護福祉課より説明がありましたが、ただいまの件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p>
伊藤委員長	<p>今のお話の②に関して、不適切な給付はなかったでしょうか。</p>
清水主幹	<p>今年度も点検をしておりますので、担当者の方からご報告させていただきます。</p>

佐藤副主幹	<p>今年度は、福祉用具の例外給付の特に特殊寝台を利用されている対象者についてプランの確認とともに、現地を訪問し、利用状況を確認しております。福祉用具を例外で使っている方が、自立するために利用できているか、改善しているかというところを重点的に検証しましたところ、今のところみなさん適正に使われており、違反は認められておりません。来年度も引き続き行っていきたいと思っております。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。これは介護度が改善したら引き上げるというものなのでしょうか。</p>
清水主幹	<p>レンタルにつきましては、いつまでも使い続けるのではなく、自立支援を目的としたサービスとなっておりますので、改善が認められたらそのレンタルを終了するか、あるいは違うレンタルが必要なかを定期的に評価をした上で、適切にサービスの提供をしていくものでございます。</p>
伊藤委員長	<p>わかりました。他にご意見はございますでしょうか。それではご承認いただいたということで。</p>
伊藤委員長	<p>続いて、福祉政策課より説明をお願いいたします。</p>
鈴木主幹	<p>福祉政策課鈴木です。平成29年度介護給付の適正化事業計画、指導監督体制についてご報告させていただきます。サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化として、指導監督体制の充実がございます。指導のうち、集団指導は地域密着型サービス事業者を対象に制度及び報酬体制内容等の説明を行います。平成28年度より利用定員が18人以下の小規模通所介護事業所が、地域密着型通所介護事業者になったので、対象数が大幅に増え約120事業所が対象となります。</p> <p>実地指導はサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、事業者及び事業所の従業者に周知のため概ね6年に1回実施し、平成29年度は地域密着型サービス事業者22箇所を対象に予定しております。以前は概ね4年に1回実施しておりましたが、平成28年度からは指定更新に合わせて実施することとしています。</p> <p>監査は基準や請求に関して、著しい違反を認めた場合、違反の恐れがある場合に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとるために、実地検査で行うものです。</p> <p>2. の苦情・通報情報の適切な把握及び分析、効率的な事業者指導の実施とは、市民や従業員等から介護サービスに関する苦情や相談を受け、事実確認を行い必要に応じ事業者に指導を行うものです。この苦情や相談からの情報を、重要な情報と捉え指導に繋げていきたいと考えております。</p>

伊藤委員長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。</p>
内田委員	<p>内田です。どこでお話しようかなと思っていたのですが、今、介護職員の人気が非常に低く、介護系専門学校も定員割れになっているという話まであるようで、将来が心配でなりません。うちの父も90歳で、デイサービスに通っていますが、人はすぐ変わる、人によって対応は良かったり悪かったり、送り迎えの車のタイヤはツルツルという状況を見ております。適正化ということも必要なんだろうけども、ある程度しっかりした人材をそれぞれの事業者が確保できるような、職員の方々への適切な報酬をもう少し考えていかないといけないのかなと思います。どうしてもきつくて、大変ということも聞いておりますが、それによってこれから手がなくなってくるって懸念されるわけですね。どうしても適正化というと、わたしたち医療の世界だと、削られるっていうふうに考えてしまうのですが、本当の意味の適正化を考えていただければなと感じるところであります。ここですべき発言ではないかもしれませんが、ちょっとお時間いただきました、すみません。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございます。確かに大事な問題だと思うのですが、なかなかここで話すのも難しいものでもあると思います。はい、どうぞ。</p>
谷口委員	<p>谷口です。本当に素人なんですけど。ただ介護の世界、いろいろな権限が国から移譲される流れからですが、市として独自の観点からいろいろなことができる可能性もあると思いますので、その辺アンテナを張って考えていただければと思います。先ほどの資料2-1-①のところの話題もそうなんですけど、適正な認定とういうのが、どうしても厳しい認定であったりだとか。それから福祉用具レンタルでも、十分に機能発揮してても効果があつてとして、利用が打ち切られて、もとに戻るような結果になることが懸念されますので、そのようなことがないようにしてほしいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございます。医療もそうですけども、適正化という言葉が委縮につながってしまっはいけないので、市のできる範囲で検討いただければと思います。他にご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。</p>
森本委員	<p>森本です。意見としてですが、適正化というと絞る方向の話になりがちですが、不要なところをしっかりと見て、必要なところに原資を割り振ると、人件費をも底上げできるので、そういう考え方をしていただければと。</p>

伊藤委員長	ありがとうございます。他に、どうぞ。
佐藤委員	佐藤です。計画の話をするとき、前年度こうだったから、数年度の傾向があって、次年度はこういう計画にするという話にしてほしい。これだと漠然としていて、よく見えてこないんですね。たとえば、今の適正の話のことでいいますと、苦情のことが書いてありますけど。実際苦情というのがどれくらいあって、国保連等々とどのくらいやり取りをして、どんな項目が多いか、そういうことを通して質の向上等を図るために、どういう取組みをしているのか、そういうお話があって、まとめてから次年度の話をしていただけると非常に分かりやすいのですが。とりあえず、苦情の話だけでもお聞かせていただけますでしょうか。
鈴木主幹	28年度から市に指定の関係が大幅に移譲されたというのがありますので、具体的な部分というのが、全体もまだ行ってないのが実情なんですね。実際今、件数自体申し上げるとかなりの件数がありますので、それを更新に合わせて、計画を立てている状況ですので、苦情の内容というのがこれから精査させていただくというのが本音のところですが。苦情についても、一概にこれで指導云々というの、実際に傾向があるかとういのも見えていないので今の段階では答えられないのですが。さきほども申し上げましたが、指定の更新に合わせて計画を立てておりますので。実のところ、今ある事業所が終わるのに6年近くかかるような形ですので、現在集計中です。
大野委員	今のお話は苦情に関しての件でのご質問だったと思います。かなりの数があって、6年の更新に合わせているということは、今あった苦情も更新も6年後であれば、6年後に話に行くという意味合いになるのでしょうか。
鈴木主幹	苦情の件数については、新年度の1回目の委員会で報告をさせていただきたいと思っております、今の段階では報告はできません。すみません。
伊藤委員長	まとめて5、6年後では対応が遅れてしまいますので、各集計ができ次第、委員会の資料として出していただけると助かります。
内田委員	介護は人と人とのふれあいなんですよね。良い人材は確保してほしいというのが、利用者家族としての要望なんです。介護を受ける人たちも気持ち良く介護を受けられて、介護をする人もそういう気持ちで仕事をしていけるような施設があれば一番良いと思います。掴みどころのない話にもなりますが、とにかくこれから非常に難しい問題があると思いますが、人材確保をしっかりさせていただきたいと感じる次第です。

伊藤委員長	この件について、何か市の方針等がありますか。
岡崎課長	<p>福祉政策課は、地域包括ケアシステム、それから地域福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の全てを所管しておりますので、お話をさせていただきます。介護従事者の人材確保の問題は本当に深刻です。これについては国、県、市も多方面から考えて行かなければいけませんので、予算的な部分、介護保険の部分の方の報酬の区分など、多方面からの対応が必要ということで、介護保険の事業計画自体が3年で動いておりますので、29年度までは今期のものになってしまうのですが、予算的な部分については次期にはきちんと見直しができるようにしたいと思います。人材の確保問題につきましては、募集をするだけではとても間に合いませんので、介護という職業に若い方に魅力を持っていただくための掘り起しもやっていく必要があるとも思います。また、せっかく資格を取っても活用されていない方がずいぶんいらっしゃると思いますので、潜在的な人材の掘り起しも、今後も続けていかなければいけないと思います。介護に対していわゆる3Kといわれるような暗いイメージをもたつれないような、啓発というものも必要だと思っております。</p> <p>そのなかで総合事業というものもありまして、重度の介護が必要な方はベテランの資格を持った方々にお任せをして、予防的な軽度の方々については、介護される側、する側両方に参加していただくことで、生きがいを持って、さらに健康の寿命を伸ばしていただけるような、地域の活動も必要だと思うのですが、口で言うてしまうのは簡単なのですが、そういった仕組みを行政はなかなか作ってきていないところもありまして、これから時間をかけて根付かせていかなければならないというところで、来期の計画を考えております。地域包括ケアシステムについても、話を進めていき、そういった意識を持って考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
伊藤委員長	<p>ぜひ、次期の計画に反映していただければと思います。他にご意見はございませんね。それでは次の議題に移ります。</p> <p>②地域密着型サービスの公募について福祉政策課より説明をお願いいたします。</p>
鈴木主幹	<p>議題2の②、地域密着型サービス事業者の公募についてご説明させていただきます。公募については、平成29年度の整備分としまして、平成28年11月14日から12月22日までの期間で、小規模多機能型居宅介護5カ所、看護小規模多機能型居宅介護2カ所、認知症高齢者グループホーム3カ所を公募いたしました。その結果、認知症高齢者グループホームにつきましては北部圏域であります国分において、1事業者の応募がありま</p>

	<p>した。第1次審査を1月11日に行い、市の福祉、建築、開発部門の職員が委員として現地視察及び申請書類の審査を行い、審査を通過しました。第2次審査については、1月30日に行い、第1次審査の委員に加え、福祉の財務に関する専門知識をお持ちの外部委員の方に加わっていただき、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施いたしました。主な審査項目は、事業運営に係る一般的な考え方、経営・運営の安定性、サービスの質の向上に向けた取組み、職員体制や職員の質の向上、設備面など23項目について原則5段階評価で審査を行い評価の結果、ミモザ株式会社が指定候補事業者となり、現在平成29年12月の開設に向け準備を進めております。また、それ以外のサービスにつきましては事業者の応募が無く、資料下段部分にあります公募の予定について新たな公募と合わせて再公募を実施しております。続きまして、平成28年度整備実績についてご報告いたします。お手元の配布資料第6期高齢者福祉計画介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備条件についてご覧ください。第6期事業計画に基づく今年度の地域密着型サービスの整備実績につきましては、表の一番右側の部分下段の2列目なのですが、平成28年度と表記している部分となります。各サービスの枠の上段が整備予定数、下段が実績となっております。今年度は認知症高齢者グループホーム1箇所、定期巡回随時対応型訪問看護介護1箇所を整備いたしました。平成29年度の整備予定につきましては先ほど説明させていただきました通り、認知症高齢者グループホーム1箇所を既に制定しております。当初の計画にある平成29年度整備分に平成28年度までの積み残し分を加え、合わせて整備していく予定です。これらの公募の状況につきましては、今後本委員会において随時報告させていただきます。以上でございます。</p>
伊藤委員長	<p>この件に関してご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。毎回話題にしますが、公募に対して中々応募がない。毎年毎年これを積み残しという形で繰り返している訳なのですが、その事への対策というのは、何かあるのでしょうか。応募が無いから仕方が無いということなのでしょうか。</p>
鈴木主幹	<p>対策としまして、29年度が計画の最終年度になりますので、通常よりも公募の期間をちょっと長めに行っております。毎回なのですが市のホームページまた広報等、その周知は随時行っているのですが、あとは事前にお問い合わせのあった事業所等については、こちらで公募等とホームページに載せた段階でご連絡は差し上げている段階です。</p>
伊藤委員長	<p>ご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。</p>

佐藤委員	<p>ちなみに他の市長村では、同じことをやっていて応募状況はどうなっているのかとか、そういうのを掴んでいたら教えていただけると有り難いのですが。</p>
鈴木主幹	<p>すみません。他の市区町村の方ですが、状況については現段階で情報はまだ掴んでいない状況です。すみません。</p>
佐藤委員	<p>やはり他の市町村の状況を掴んだほうがいいと思いますし、それから、私もいくつかのどこを知ってますけど、逆に集まっているところもあるんです、かなり。その辺の差があると思いますので、そうすると先ほど言いました対策として何が違うのかというのも考えられる材料も出てくると思いますので、是非その辺、待っているではなくて、やっぱり働きかけて行こうというのが必要だと思いますので、色々な意味でさっきの人材のこともそうですけども、やっぱりちょっと働きかけることを考えないと中々厳しいのかなというふうに思いますので、是非宜しくお願いします。</p>
大野委員	<p>2つありまして、今のお話の流れが1つで、例えば、27年度28年度、これが出来ているところに入っている入居者の定員はもう埋まっているのかとか、作るだけではなく入っているかどうかの問題もあるという問題もあると思うんです。作っても料金が高くて入れない方もいらっしやると思いますし、入りたくてもお金がなければ入らない、収入がなくなるとは人員も集まって来ないと思うのが1つと、もう1つとしては、ここはあくまでも地域密着型ということで、市が管理しているお話になると思うんですね。で、内田委員からも先ほど出た、その人員のところ絡めて行くと、特別養護老人ホームとか、老健とか市が直接関わらないところでも、オープンしても定員割れをして、例えば100床のところでも定員が集まらないから最初はいくつか少なめにしてやってたりとか、ショートステイも1年立った後にオープンしたという話をよく聞きますので、やはりできたから良いという話でもないのかなと、今考えました。</p>
伊藤委員長	<p>今のご意見に対して何かありますでしょうか。</p>
岡崎課長	<p>福祉政策課です。特別養護老人ホームなどの入居状況といのは定期的確認にはしております。で、仰られます通り待機者がまだ280人ぐらいらっしやるということで、その待機者の方も単に順番がこなくて入れないのではなく、特別養護老人ホームに入るには、例えば医療的なケアが必要で、その福祉施設では対応が難しかったりとか、それをするためのスタッフが足りなかったりとか、そういういろいろな事情も含めての280人ということを確認しております。グループホームにつきましても、各施設のですね、大体利用料についても見ておりまして、確かにグループホーム</p>

	<p>の金銭的なものがご自身の年金収入だけでは厳しいところもあったりという部分もあり、ご家族のご協力が必要なところもある中で、認知症の方が増えてくることで需要も確実にあるということを確認しております、そのためにも認知症の方の対応していただけるような施設というのは、やはり必要というふうに認識しております。で、施設に伺ったところによりますと、最初から満床にするのではなく、やはり職員の方がきちんと慣れて安全性を確保できる状況を確認しながら、徐々に入って頂くということも聞いておりますので、必ずしもどこもが満床という状況でもないし、満床という理由だけで入れないということもないということもわかってはいるんですけど、それだけにですね、施設の需要と供給のバランスが取れるようになるというのは大変難しいことではあるんですけども、2025年問題も考えれば確実に必要なことは認識しておりますので、それに向けて、その時にどうにもならなくならないように今から確実に増やしていきたいと考えております。</p> <p>それからそれと同時にですね、在宅で生活ができるような在宅支援、在宅医療であったり、日常生活支援であったり、そういう部分についても並行して拡充していくということも、一緒にうちの方では考えております。以上です。</p>
伊藤委員長	<p>今の必ずしも満床でなくて、空床もあるのだけれども施設側の対応能力ですね、対応能力もいろんな理由があるということで、この辺も是非ちょっと整備していただいて検討していただきたいというふうに思います。</p>
伊藤委員長	<p>他にご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に参ります。③番でしょうか。地域包括支援センターについて介護福祉課から説明をお願いいたします。</p>
清水主幹	<p>介護福祉課の清水です。資料に2-3をご覧ください。29年度の地域包括支援センター事業計画についてご説明申し上げます。地域包括センターの主要4事業を中心に据えまして、事業名を5つ上げさせて頂いております。(1)が総合相談支援業務、(2)県利用後援業務、(3)包括的継続的ケアマネージメント支援業務、(4)介護予防にかかるケアマネージメント業務、(5)市事業との連携として、全部で5つの事業を上げております。包括で運営をする必須事業といたしましては、(1)～(4)までが必須事業となっております。まず1番目の総合相談支援業務についてですが、事業内容としては書いてある通りでございます。平成27年度の実績についてご説明しますが、平成27年度は前半を4包括、後半の10～3月までが15包括と委託の数が増えております。それに伴いまして、総合相談支援業務から介護予防に包括的継続的ケアマネージメント支援業務につきましては、大幅に実績の件数が上がっております。総合相談支援業務につ</p>

きましては、前半の4包括の相談件数は、5,888件、後半半年の相談件数は20,322件と、実績は大幅に上がっています。(2)の権利擁護業務の実績につきましては、高齢者虐待の対応について申し上げますと、前半が385件に対し、後半15包括になってからは649件と件数は上がっております。包括的継続的ケアマネジメント支援業務の実績は、前半が日常的個別指導の相談件数比較しますと、前半が190件だったのに対し、後半では480件と件数が上がっております。市事業との連携につきましては、在宅医療、認知症総合支援事業とございますが、在宅医療の方の連携につきましては、前半が70件に対し後半が179件、これは退院支援相談件数の比較になりますが、やはり同じように大幅に増えております。地域ケア会議の実施につきましては、これは資料2-3-(3)包括的継続的ケアマネジメント支援業務のところをご覧ください。地域ケア会議の開催の実績につきましては、前半が4回、後半は18回開催をしております。4包括から15包括に増えましたので、当然件数は増えているんですが、その支援内容の質については、市と委託包括の連携の中で精査をしてみたいと思っております。特に、市と、地域包括支援センターの連携につきましては、保険者の役割が非常に重要とされております。保険者と委託包括が連携して、業務の状況を点検をいたしております。上半期下半期に点検を行い、この地域運営委員会の中で29年度も報告をさせていただき、委員のみなさまの意見を伺いながら、保険者と委託15包括が一体的な運営ができるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

伊藤委員長

ありがとうございました。それではこの件に関しまして、ご質問いただきたいと思っております。はい、どうぞ。

戸田委員

お世話になっております。民生委員の戸田と申します。どうぞよろしくお願いたします。地域包括支援センターという名称をですね、高齢者サポートセンターというふうに皆で考えて、ニックネーム的に全般に市全体に使うようになった訳ですけども、本来、地域包括支援なものですから、例えばですね65歳以上の方々の今、介護を中心にいろいろ計画に書かれてありますけれども、本来は65歳以下の方々の問題も含めて対応をしなくちゃならない事業所だと思うんですね。例えば、若い人達の鬱の方々の問題とか、あるいはあと障害者の方々、それから小中学生なんかも貧困問題とかもありますけれども、多岐に渡っているような問題を全て包括して支援する所であると思うんですね。まあ、もちろん高齢者の人達もいろいろな事情に遭遇して大変な思いをしているのはわかるんですけども、その高齢者サポートセンターという名称であるがためにですね、本当は相談できるはずなのに、相談しないでいらっしゃる人たちがいるということ、ちょっと心に留めていただきたいなと思うんですね。それでその事業内容と

か計画も、まあもちろん高齢者の方がニーズ的にも多いですからね、やっぱりいろいろな問題もたくさんありますけれども、その高齢者サポートセンターという名称の為に、事業内容が高齢者に偏るっていうのも、1つ問題が出てきたんじゃないかなというのをこの頃感じています。若い人達のいろいろな問題もあるんですね。あのそういうことも高齢者サポートセンター側として、どういうふうにお考えになっているのかなというのも、ちょっと気になるところです。

それから、先ほど介護に携わる人の人材の不足、良い人材の不足ですね、そういう問題が提示されましたけれども、そうしますと、介護だけではなくてあらゆる年代の人に対する、対応出来る人達の確保ということも、これから開拓していくところではないかなって、この頃考えています。それから、運営の仕方というんですか、介護施設の要するに運営が成り立っていくのかなっていう、人材の不足とそれから経営面でのある程度の利益っていうかそういうものがないと、やっぱり人材の確保には繋がってこないかなって、私は経済のことはわかりませんが、そういうこともあって、施設が増えるか減るか分かりませんが、そういうことに繋がってくるんじゃないかなと思うんですね。ちょっと素人的発想で申し訳ないんですけど、要するに人材を確保をするっていう意味では、介護だけではなくて若い人に対してのケアをできる人の確保というのも、必要になっていくのではないかなと思いました。それから、事業計画を見てても、全て高齢者が高齢者かって最初主語がそうになっていますよね。それで他の年代の人に対する事業計画というのはあるのかなって今感じたのですがいかがでしょうか。

伊藤委員長

お答えいただきたいと思います。はい、じゃ、課長さん。

岡崎課長

はい、福祉政策課からお答えさせていただきます。本当におっしゃる通りの、それが今必要だと感じているところです。今ですね、例えば、地域包括ケアシステムや、その他の地域福祉計画などの中でですね、まず地域包括ケアシステムというものは、本来全市民が幸せに暮らせるような、そういうその地域を作るというところが、本当の最終的な目標として掲げなければならないというふうに思うんですけども、もちろん、赤ちゃんからお年寄りまで、障害があってもなくてもというような、寧ろその外国人の方も言葉がわからなければ、これは支援が必要というふうに全ての方ということで考えるのが本来のことであるとは思っております。ただ、まずは2025年問題について、団塊世代がですね後期高齢に入っていく、高齢化がいよいよ上がっていく、その時代に向けての準備が近々に今必要になっているということで、それと高齢者サポートセンターについてはですね、介護保険ということで、40歳以上かも知れないんですけど、やはり高齢者の方というのを一番の中心として今は考えているのが、実情にな

	<p>ります。そういった形で、まずは高齢者サポートセンターは高齢者の方の介護の問題、生活の問題、医療の問題など、全般的に何でもご相談を受けるとのことの中からですね、ご家族の問題も浮かび上がってくる事もございます。それから地域ケアシステム、地区社協というところでお世話になっているんですけども、そちらの各地区でですね、これは本当にあらゆる年代、それからいろいろな生活状況の方々への対応をしていただいている、民生委員の方や、自治会の方々、それから市民児童委員さんなどいろいろな方々に携わっていただく中で、キッズの問題、キッズの施設の問題であったり、高齢者サポートセンターの職員の方にも参加していただくということで、ここが今1番あらゆる市民の方々についての検討をする場ということで、地域支えあい課が毎回出席させていただきまして、そこからいただいてきた地域の課題やニーズなどをですね、またこれは地域福祉計画の方に反映する為に、把握をするという流れを持っています。その他に、実は社会福祉審議会のところから子どもの部分が、子ども子育て市民会議が別になっていまして、この部分については別枠で協議体を作るようにと国も方針がありまして、そこにも必要に応じてニーズ課題は流しています。それから障害者関係も障害者福祉計画これが30年度からの高齢者福祉計画、介護福祉事業計画、地域福祉計画、同時に同じ30年度からハートフルプラン、障害者福祉計画というものも、時期を迎えるということで、来年度一緒に策定をするようになっております。そういった形で必要に応じて連携は取っているようにしているというのを、今の市川市の方法ということでご了解いただければと思います。</p>
伊藤委員長	<p>他にご意見よろしいでしょうか。はい、どうぞ。</p>
戸田委員会	<p>そうしますと、高齢者サポートセンターは、27年では前期4箇所、そして後期なってからは15箇所に増えたってことは、それだけ人材も増えたということですか。介護施設で働く、包括支援センター、高齢者サポートセンターでの各センターで人数も揃ったんですか。人数的に増えているわけですかね。</p>
清水主幹	<p>前半4包括、後半15包括となっておりますが、これまで15包括になる前は市内に11箇所の在宅介護支援センターがございましたので、その職員に機能強化、専門職を配置をして15箇所としておりますので、増えています。</p>
戸田委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
伊藤委員長	<p>私もお聞きしたいのですが、4箇所から15箇所というのは、その今のおっしゃられている11箇所の在支が入っているわけなので、相談件数の</p>

	<p>比較というのは前半後半というのは、その差というのは、じゃその中に今まではその11カ所の在支がやっていた相談内容であったりとか、虐待の問題であったりとか、それは今まで在支が使っていたということ、まあこれからその内容分析されるということですから、その辺はもし今の段階である程度わかっていたら教えてもらいたい。</p>
清水主幹	<p>前半の相談件数を出しますと、約4包括で6,000件くらい、在支だけで23,000件という数があります。在宅介護支援センターに専門職を配置をして、15包括にしております。今まで11在支は困難ケースについては最初の段階の対応をして、後は4包括にケースを申し送る流れだったのですが、それが11在支に専門職を配置したことによって、ランチという機能から、包括として対応しております。</p>
伊藤委員長	<p>内容の分析はこれからということで、よろしく願います。はい、どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>先ほどの戸田委員の話とちょっと重なって、もう少しそのところのスタンスをはっきりさせた方がいいと思うんですが、先ほど課長さんの説明で連携していくというのはね、当然必要なことだと思うんですけど、全体として、現場の方へ行きますと、多分戸田委員が言われているのは、個別の事例を見ていきますとね、高齢者の問題で入っていったんだけど、そこに事業所の問題があったりだとか、そこに子どもの虐待の問題があったりだとか、そういうことが多々出てきているわけですね。そうすると、そのときに、じゃこの地域包括支援センターはどういうスタンスでね、その問題に関わっていくのかと。で、実際には今度個別の地域包括見ていきますと、かなりそういうところに前向きに取り組むところと、ある程度高齢者のところで線を引くところと、これもやっぱり個々の事業所によってスタンスがあるとか、あるいはもう最終的には個々の支援者によって差があるとか、ということも実際事例検討をやっていると感じるんですけども、ただ、じゃ今度は市川市とか、あるいは市川市のいろいろな地域を見て行って、その状態をアセスメントして、その地域の中には、どういうやり方をしたらいいのかとか、あるいはそういった中で、総合的に市川市としてはどういうスタンスでやったらいいのかとか、それを見ていかないと実際の問題解決をしていくためにですね、具体的な事が出てこないと思うんで、是非この計画を考えていく中でですね、その辺のいわゆる高齢者と、それから高齢者に介護保険等はずれていきますけども、ここは高齢者に関わる場所に出てきた問題について、どう対応していくのかっていう、なんかそういう方向性みたいなものが、ワンパターンではいかないと、思いますけども、出していただければいいなというのが今聞いていて感じ</p>

<p>清水主幹</p>	<p>ましたので、これは意見です。意見として、言わせていただきます。</p> <p>先生がおっしゃったように、高齢者の問題でいざ入って見たら、実は家族一人一人が全て課題が抱えていたっていうケースが大変多いです。その場合、高サポが自分達は高齢者しか対応しないといった形で、家族の中に線を引いてしまいますと、その問題が解決に向かわないので、関係機関と連携をしております。具体的な事例でこの1年でかなり重かったのが、高齢者虐待と児童虐待がミックスしていたケースです。高サポに児童虐待対応の力量やノウハウはありませんので、当課と児童相談所、市川警察などの関係機関と連携を取りながら、速やかに対応いたしました。このように、当課と15包括が、自分達の力量とか守備範囲を超えるものについては、まずアセスメントをして、必要な関連機関と連携を取りながら支援をしていきたいと思いますとの共通認識を持ちながら、実際に対応できるように行政は支援をしていきたいと思っております。</p>
<p>大野委員</p>	<p>今のような事例、ケアマネージャーなので多々あって、いつもその障害だったりとか児童のところでは市川市さんとは高齢者サポートセンターを含め、とても良くしていただいているんです。今一番困るのは、今は市川市に全て住所がある方のお話なので、連携が取れるんですけども、身体が市川市にあっても、住所地特例だったり、住所が県外市外にある場合が、やっぱり関わりを持っていただくのが今できない事例が2事例ありましたので、意見なんですけども、そういうときの相談をどうしていったらいいかなってというのは困ることがありました。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>これは、ご意見いただいた方がいいでしょうか。</p>
<p>大野委員</p>	<p>いや、特に、まあしょうがない話なのかなとは思いますが。</p>
<p>清水主幹</p>	<p>住民票が他市や他県にありますと、やはり支援が難しいところがあるのですが、身体が市川市にある方についてはできる限りの支援をしたいと思っておりますので、是非ご相談をしていただきたいと思います。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>よろしいですか。はい、はいどうぞ。</p>
<p>戸田委員</p>	<p>提案というか、高齢者サポートセンターというその名称なんですけどね、各そのサポートセンターでお子さんの問題や障害者の方も、気軽にご相談くださいっていうそういうようなキャッチフレーズみたいなようなものをちょっとね、掲げておけば住民の人達が地域の方々が気軽にちょっと相談に乗れるんじゃないかなと思ったんです。高齢者サポートセンターで書いてあると、高齢者のことしか相談できないのかなって思うんです。</p>

	<p>てちょっと言われたことあったんで、いや、違いますよって、地域包括支援センターっていうのを、名称を高齢者サポートセンターっていうふうに一応とりあえずそういう風にしてあるんだけど、お困りの時は皆さんケアマネジャーさんとか、看護師さんとかもいらっしゃるから、相談に乗っていただけるセンターだから気軽にちょっと相談してみてもいいよって、言ったことでもありますので、市民の方々は、高齢者サポートセンターっていうと、その介護の問題とかそういうことだけを扱う事務所みたいに思っている人も中にはいらっしゃるので、そこがちょっと問題かなって思ったんです。皆さんで高齢者サポートセンターって名称にしましょうねって言ったんだけど、いろいろな事例を総合してみますと、名称がいまいち難しいなって、みなさんにそういうふうにご理解される部分があるなってこの頃感じています。</p>
伊藤委員長	<p>はい、ありがとうございます。中々、あのその地域包括支援センターという名称を変えるということにちょっといろいろ議論があって、まあどっちがいいのか、一概には言えないなっていうことだったんですけど、ご指摘のことかなりあると思いますので、どうなんだろうね。名称をまた変えるっていうのもなんですから、キャンペーン活動ということで、頑張っていたら、ということになるんでしょうかね。はい、どうぞ。</p>
大野委員	<p>逆にすみません。包括支援センターの職員はそういうふうにして仕事をしてるんでしょうか。そこをはっきりしないと、戸田さんの悩みも解決しませんし、私の場合はやっぱり障害者は障害者支援課、子どものことは、市役所の子どもの相談の方に相談させていただいているんです。この計画に則って仕事をしている包括支援センターの職員たちがそのように思っただけでなければ、そういうふうにはならないかなと思うんですが、実際のところいかがなんでしょうか。</p>
清水主幹	<p>月1回、15高サポの管理者と会議をしておりますが、その中で高サポに寄せられる相談については、どんな相談でも受けて、内容により必要な関係機関に繋ぐことを、市民に向けて周知していますから、高サポの職員はその旨を認識するようにと、つい1月の管理者会議者でも確認したところです。そのことを、全ての高サポの職員がきちんと認識できるような努力を行政の方もしてまいりたいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>今後ですね、高齢者っていう言葉がネックになっているようだったら、また考え直さなければいけないってことでしょうか。まあ、この辺でよろしいでしょうかね。はい、どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>だんだんお聞きしてたら、スタンスがわかってきたんで、むしろ戸田委</p>

	<p>員質問があったときに最初にそれ言ってくれば一番話が手短に済んだんで、そどういスタンスでやっているのかってことを前に出していただけると有難いです。市の方も、遠慮しないで、今こうやってるんだと言ってくれば、話は早く噛み合うし、理解も早まると思いますんで、よろしくをお願いします。</p>
伊藤委員長	<p>時間も差し迫ってきましたので、次にまいりたいと思います。 続きまして、議題の(3)です。指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの指針の策定について、福祉政策課から説明をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>福祉政策課、岡崎でございます。着座にて失礼いたします。本課題に入ります前に、第2回介護保険地域運営委員会にて報告いたしました、市川市地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準等を定める条例、及び市川市指定密着型介護予防サービス事業の人員、設備、及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてということで、ご報告申し上げます。平成28年12月議会にて、全会一致で承認されましたので、これらの条例につきましては、今年3月31日から適用されます。貴重なご意見、皆様いただきましてどうもありがとうございました。</p> <p>それでは議題に入ります。仮称市川市指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備、及び運営に関する指針の制定についてご説明いたします。まず、表題になっておりますサービスでございますが、こちらはデイサービスの事業者が提供する宿泊サービスのことを指します。デイサービスを普段利用されている方が、利用者や利用者のご家族に緊急かつ短期的な事情が生じた際に、日頃慣れ親しんだデイサービスで宿泊の需要があったことから、提供がなされたものでございます。デイサービスでの宿泊サービスは、介護保険制度外の実施事業のため、運営方法や人員、設備等は事業者に一任されており、基準や規定等が無いことが問題とされておりました。そこで、利用者保護の観点から、千葉県は県ガイドラインを平成25年11月に制定しておりましたが、その後平成27年4月に国より指針が通知され、届出や事故報告の仕組みが構築されたものでございます。今回、本旨が指針を制定する理由といたしましては、平成28年4月の介護保険制度の改正により、利用定員18人以下のデイサービスが千葉県から権限委譲され、地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、地域密着型通所介護事業所の中で宿泊サービスを提供している事業所があることから、本旨において宿泊サービスにかかる行政指導指針を示す必要があり、千葉県のガイドラインと同様の内容とすることから、策定す</p>

	<p>るものでございます。対象となるサービスはまず、地域密着型通所介護、これは療養通所介護を含めます。それから認知症対応型通所介護、これは介護予防も含めます。それから、第一号通所事業、こちらは総合事業の通所サービスのことでございます。この3つとなります。制定内容につきましては、表の左側にもございます通り、地域密着型通所介護等の設備を利用して、運営するにあつたて従業員の資格や、員数、設備、サービス内容等を指定いたします。参考とするガイドラインは表の中央にあります国の指針ですが、制定理由でも説明いたしました通り、権限委譲以前は千葉県ガイドラインの対象であり、遵守していたことから、千葉県が国の指針内容以外に独自基準として設けている、3点を本旨の指針にも規定いたします。1つ目は、提供日数についてですが、介護サービスである短期入所生活介護、これはショートステイのことです。と同様に、やむ終えない事情により、原則必要となる場合であっても、その提供日数の上限を原則30日等といたします。2つ目は、プライバシーの確保の方法についてです。こちらは、災害時の利用者の安全の確保等の観点から、パーテーションや家具、またはそれに類するものに限り、転倒防止の為の措置を図ることを規定いたします。最後に3つ目は届け項目について、利用者の安全の確保等の観点から、防災対策の状況等を国が示した様式の届出項目に加えます。施工日は平成29年3月31日を予定しておりますが、今年の3月1日より、本旨の総合事業の改正を行うことから、施行日を変更する可能性もございます。事業者にも不利益が生じないよう配慮したいと考えております。以上でございます。</p>
伊藤委員長	<p>一応この件に関しましてご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。</p>
大野委員	<p>いわゆるお泊りデイという形でよろしいんですね。そうしますとこの3-(1)の提供日数のところでちょっと質問なんですけども。現在、今普通の短期入所生活介護ショートステイやむ終えない事情によって連続利用になった場合、31日目を実費という形にして、実費という形で精算をして、また次の日から利用していると思うんですけども、お泊りのデイの夜間というのは介護保険の対象の料金が発生しないと思うんです。ということは30日までは使っても31日目はどう考えればいいのか、家に帰すのか、それともその実費みたいなショートステイの計算をして、連続で利用出来るのか、やはりやむ終えない理由となると返す家が無い人が多いというところがあるので、ここを是非お聞かせ下さい。</p>
伊藤委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
岡崎課長	<p>福祉政策課でございます。すみません、私もともと障害福祉だったものですから、障害者の関係でもそうなんですけれども、まずショートステイ</p>

<p>大野委員</p>	<p>の代わりにお泊りデイ 30 日以内、でそれ以上掛る見通しがあるのであれば、その間にですね、正式にショートステイの準備はしていただきたいと考えております。今のところは、それが不可能ということでしょうか。</p> <p>あの、連続で使えるていうところに、やはりお金の問題が発生してくると思うんですね。個室であれば空いているところもあるんですけども、多床室となるとっていうところが 1 点。あと、他の市町村の住所地で、他の市町村が動いてくれず、その方の収入が年金を調べようがなく、後見人付けるも何もまだ動けないっていう場合に、連続して 5 ヶ月使ったって事例もあるんです。やっぱり男性でしたので、男性の受け入れの多床室って市川市内、本当に無いんですよ。そういったところも、めったに無いことなんですけども、30 日以内で見つけろって言われると難しい人はいるとは思いますが。</p>
<p>岡崎課長</p>	<p>しばしばそういう事例が起きるということであれば、すみません、ちょっとそこまでの想定をしていなかったものですから、対応は考えていきたいと思っております。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>他にご意見ありますでしょうか。じゃ、よろしいでしょうかね、この辺でじゃ、ご了承いただいたということで、それでは次にまいりたいと思います。</p> <p>それでは、議題(4)です。傍聴人の方いらっしゃいませんので、議題の(4)「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について」です。福祉政策課から、説明をお願いします。</p>
<p>鈴木主幹</p>	<p>福祉政策課です。議題(4)地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について、ご説明いたします。地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新を行う場合は、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項において、予め介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させる為に、必要な措置を講じるよう勤めなければならないとされており、本委員会にてご意見をいただくものです。資料 4 をご覧ください。1、指定につきまして 2 事業者が対象でございます。1 番目として、あさがおりハ妙典です。こちらは、地域密着型通所介護事業所であり、介護予防通所介護、第一号通所事業を併設しております。所在地は妙典にあり、利用定員は 10 名となっております。申請者は株式会社たちばなです。平成 28 年 12 月 7 日に現地調査を行い、基準に反する設備、備品は認められませんでしたので、平成 29 年 1 月 1 日に指定をいたしました。2 番目として、ジャパンケア市川八幡です。こちらは定期巡回・随時対応型訪問介護看護で居宅介護支援、介護予防訪問介護、訪問介護を併設しております。所在地は八幡にあり、申請者は株式会社ジャパンケアサービスです。平成 28 年度整備分の公募を経</p>

	<p>て、決定された事業者であり、平成29年1月6日に指定申請書類が提出され、平成29年2月17日に現地調査を行い、平成29年3月1日に指定予定としております。2番目としまして指定更新につきましては、市内1事業者が対象です。トレーニングデイサービス林檎館でございます。こちらは伊勢宿にある、地域密着型通所介護です。介護予防通所介護、第一号通所事業を併設しております。利用定員10名、運営法人は株式会社あっぷるです。平成28年12月26日に指導監査を実施したところ、基準に反する設備、備品は認められなかった為、平成29年2月1日に指定更新を行いました。以上、市内指定2件、市内指定更新1件につきましてご報告いたします。以上です。</p>
伊藤委員長	<p>はい、ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問、ご指摘いただきたいと思っております。はい、どうぞ。</p>
大野委員	<p>ジャパンケアさんの定期巡回随時対応型についてなんですけれども、デイサービスあさがおさんとか、裏のりんご館さんっていうのは、やっぱり利用定員というのがデイサービスなので書いてあると思うんです。ヘルパーさんっていう、この定期巡回っていうのは例えばなんですけど、24時間やるので、何名くらいで、ヘルパーさんが何名揃って、それで利用がスタート出来るっていう基準みたいなのはあるんでしょうか。そこの枠が減ってしまうと、事業も無くなってしまうのかなっていうところと、看護というふうになっていますので、これは提携している事業所があるのかどうかということもお願いいたします。</p>
松原主事	<p>福祉政策課です。まず人員に関してなんですけども、人員基準上は訪問介護員1人以上っていう風になっておりますので、事業者には、提供する利用者数に応じて人数の方は配置していただくことにはなりますので、何人定員というのは決まっておられません。次の看護職員については、ジャパンケアさんに関しては連携型ということで、指定を受けている訪問看護事業所と連携して、サービス提供をしていくという形になりますので、こちらの指定申請時にはどこの事業所と連携するかもこちらに報告いただいておりますので、それを受けて3月1日から事業を開始していくという流れになります。以上です。</p>
大野委員	<p>今の1人以上っていうのは、ヘルパーさん1人以上いけばいいということですかね。はい。</p>
伊藤委員長	<p>はい、よろしいでしょうか。他にご意見ありますでしょうか。無ければこの件に関しましてはこれでよろしですね。はい、ありがとうございます。それではこれで本日の議題は全て終了いたしました。他にご意見が無い</p>

白井主幹	<p>ようでしたら、第4回の市川市介護保険地域運営委員会を終了いたします。ここで事務局にお返ししたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>はい、みなさま、長時間に渡りご審査、ご意見いただきましてありがとうございました。お疲れ様でした。事務局より事務連絡させていただきます。まず、来年度のスケジュールでございますけれども、みなさまに配布させていただきました、平成29年度委員会年間スケジュールをご覧くださいただければと思います。ご覧のとおりですね、来年度は、例年どおり年4回の開催を予定しておりますので、議題についても表のとおりとなっております。ご確認いただきまして、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、次回の委員会につきましては、5月中旬あるいは下旬を予定しておりますが、詳細については未定ですので決まり次第ご連絡をさせていただきます。よろしく願いします。最後に、お車でお越しになられた方、駐車券預けている方がいらっしゃいましたら、事務局までお声掛けお願いいたします。事務局からは、以上です。どうも、ありがとうございました。</p>
------	--

市川市介護保険地域運営委員会
委員長 伊藤 勝仁